

食品アクセスの確保に関する関係省庁 の支援策PR集 【経済的アクセス関係】

令和9年度予算概算要求時点版

令和8年9月

○ 食品アクセス確保対策事業

令和9年度予算概算要求額 625百万円（前年度 15百万円）

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、フードバンクの安定的・持続的な体制の構築や、出し手と受け手をつなぐコーディネーターの配置等を実施するとともに、地方公共団体や食品事業者、フードバンク、こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援します。

<事業目標>

- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t〔令和12年度まで〕）
- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 大規模又は広域的な取組を行うフードバンクの機能強化

- ① 食品事業者等からの寄附を安定的・持続的に受けることができるフードバンクの構築
未利用食品の受け手となるフードバンクが食品事業者等から大口寄附を受けられる安定的・持続的な体制構築のために必要な経費を支援します。
- ② 食品事業者等とフードバンクとのつながりの構築等
食品事業者等とフードバンクとのつながりの構築を促進するとともに、食品事業者等からの食品受入れを円滑化するための、食品の衛生管理やファンドレイジング等に係る専門家の派遣による人材育成を支援します。

2. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の連携体制の整備

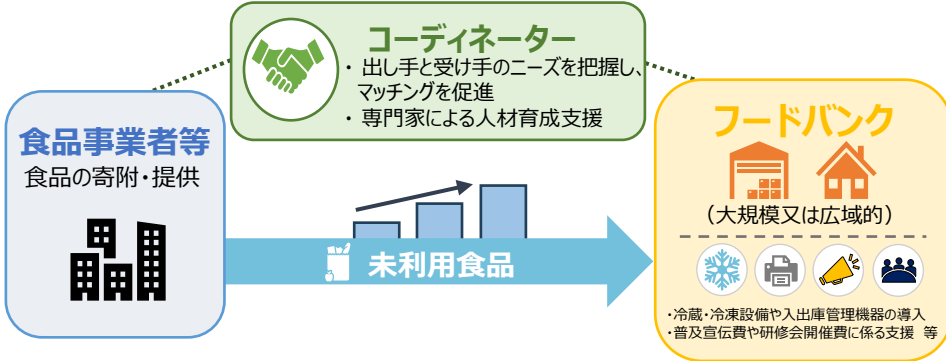
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

協議会の設置、調整役（コーディネーター）の配置、現状・課題の調査、計画の策定、フードバンク、こども食堂等の支援

<事業イメージ>

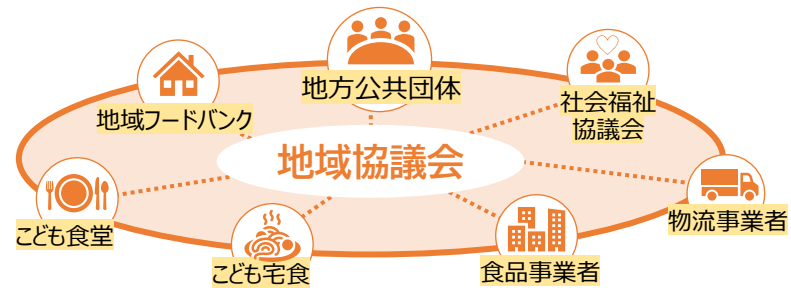
フードバンク支援 [1について]

<フードバンクが食品事業者等から大口寄附を受けられる体制の構築を支援>
<食品の出し手と受け手のつながりの構築を支援>

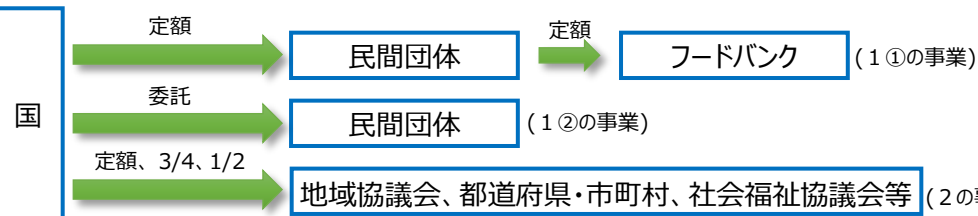


地域の体制づくり支援 [2について]

<地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援>



<事業の流れ>



消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

フードバンク認証制度の認証取得等に向けた体制整備支援 及び同制度の運用事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和9年度予算（案）額 35百万円【新規】

事業概要・目的・必要性

- 食品寄附ガイドラインに基づく認証要件に則り、一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証するフードバンク認証制度が令和8年度から開始。
- 同ガイドラインでは、フードバンクに対し、食品衛生責任者の設置、トレーサビリティ（食品の記録の作成・保存）確保のための在庫管理の徹底やシステム導入を推奨しているところ。
- そこで、フードバンク認証制度に係る認証取得に向けてフードバンクが体制を整備すること、及び認証を取得したフードバンクにおける食品寄附量の増加に対応するための体制の整備を支援する観点から、食品衛生責任者・倉庫管理主任者の資格取得の経費を補助するとともに、トレーサビリティの確保に資する在庫管理システムの導入・改修の経費を補助する。また、同制度の運用上必要な審査に係る現地確認を実施する。

事業イメージ・具体例

（１）フードバンクの認証取得等に向けた体制整備を支援

- 食品衛生責任者・倉庫管理主任者の養成講習受講費用の補助
 - ・申請のあったフードバンクで勤務するスタッフの受講費用を1/2補助
- トレーサビリティの確保に資する在庫管理システムの導入・改修経費の補助
 - ・申請のあったフードバンクにおけるトレーサビリティの確保に資する在庫管理システム導入・改修の必要経費を1/2補助

（２）フードバンク認証制度の運用上必要な審査に係る現地確認を実施

資金の流れ

（１）フードバンクの認証取得等に向けた体制整備を支援



（２）フードバンク認証制度の運用上必要な審査に係る現地確認 →消費者庁職員が実施

期待される効果

- フードバンク認証制度の導入に伴い、一定の管理責任を果たす上で必要な食品衛生管理及びトレーサビリティの確保に係る体制整備に不可欠な食品衛生責任者・倉庫管理主任者の設置を支援するとともに、トレーサビリティの確保に資するシステム導入・改修の経費を支援することにより、認証制度を実質的に強化し、フードバンクに対する大口の寄附促進につなげることで、物価高における低所得者向けの食支援を充実させるとともに、食品ロス量を削減させる。

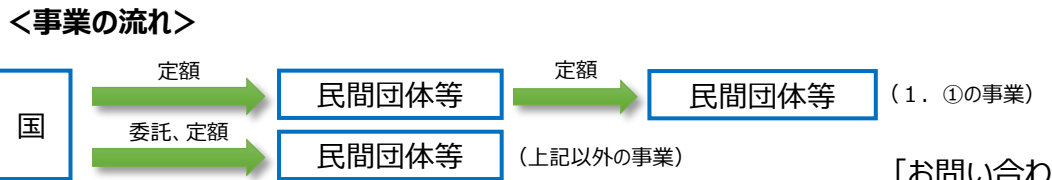
＜対策のポイント＞
循環型社会の実現を目指し、事業系食品ロス60%削減目標、リサイクル等実施率目標（小売65%・外食50%）の達成に向け、食品事業者をはじめ意欲ある様々な主体の知見・技術・ノウハウを活用し、食品ロス削減に資する取組や、食品リサイクルの効率化・ブランド化等の取組を推進します。また、食品企業の食品ロス削減等の取組を評価・開示する仕組みを構築します。

- ＜事業目標＞
- 2000年度比で事業系食品ロス量を60%削減（231万トン[令和5年度実績]→219万トン [令和12年度まで]）
 - 食品リサイクル等実施率を向上（食品小売業63%[令和5年度実績]→65%、外食産業34%[令和5年度実績]→50% [令和11年度まで]）

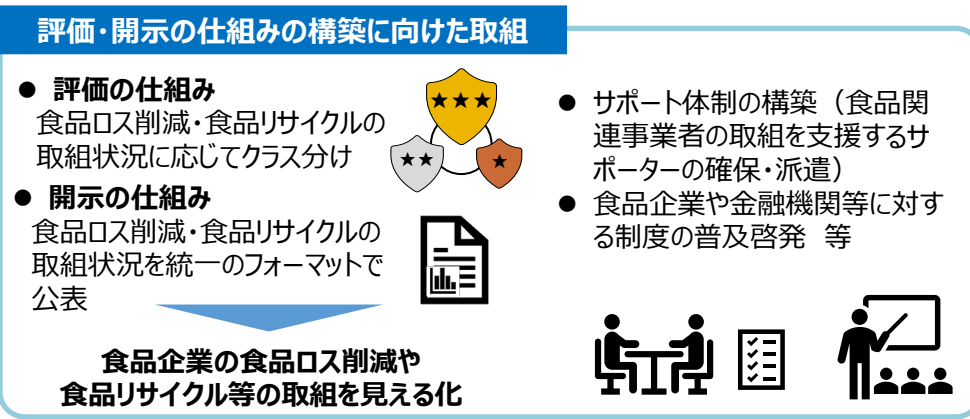
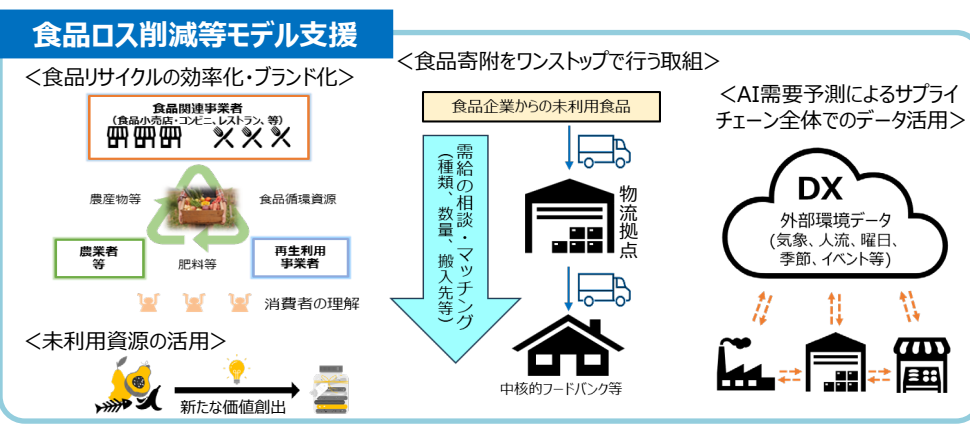
＜事業の内容＞

1. 食品ロス削減等推進事業 351百万円（前年度 16百万円）
- ① 食品ロス削減等モデル支援
食品ロス削減等に資する、以下の取組の実証や横展開等を支援します。
- ・ 地域の関係者が連携した食品リサイクルの効率化・ブランド化、未利用資源を活用した新たな価値の創出等に係る取組
 - ・ 食品企業が物流事業者等と連携して食品寄附をワンストップで行う取組
 - ・ 食品ロス削減に資するDX等の新たな技術の活用取組
- ② 食品ロス削減展開支援
食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組や、優良事例について地方・中小企業を含めた業界全体に展開を図る活動を支援します。

2. 食品ロス削減調査等委託事業 55百万円（前年度 27百万円）
- 企業による食品ロス削減等の取組の評価・開示の仕組みの令和10年度運用開始に向け、その活用促進に向けた普及啓発や、食品関連事業者の取組を支援するサポート体制の構築等を実施します。また、食品ロス実態把握等のため食品関連事業者のデータベースを整備するための調査等を実施します。



＜事業イメージ＞



令和9年度概算要求額 1,000億円の内数 (－) ※ () 内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 36億円

困窮補助金

1 事業の目的

- 生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体とNPO等の民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。
- 加えて、生活困窮者に対する支援が増加・高度化してきている中、支援員の質の向上やノウハウの共有などネットワークを広げるとともに、就労準備支援事業等の広域実施に向けたネットワークづくりも同時に行い、効率的な事業実施を目指す。

2 事業の概要

- 各自治体の自立相談支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化等を行う。
- また、支援者を支える中間支援組織の立ち上げ支援や、就労準備支援事業等を単独で実施できない自治体向け、広域実施の取組を促進すべく自治体同士の意見交換や実施に向けたコーディネートを行う。

(事業内容)

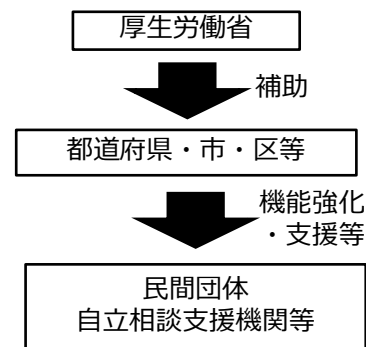
- (1) NPO法人等と連携した緊急対応の強化
 - ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
 - ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
- (2) 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化
 - ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
 - ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
 - ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用等による事務処理体制の強化
- (3) 中間支援組織の立ち上げ等の支援
(立ち上げ準備会の設置や、各地域独自の発想により支援者を繋ぐ会合等を企画して交流を図るとともに、広域的な研修会や意見交換等を実施する体制を構築する等)
- (4) 就労準備支援事業等の広域実施に向けた市域を越えたネットワークづくり
- (5) その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組 (ICT活用による業務効率化等)

3 実施主体等

- 実施主体
都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体)

- 補助率
国 3 / 4

- 事業のスキーム



地方消費者行政強化交付金（消費者庁地方協力課）

令和9年度概算要求額 **33億円**
（令和8年度予算額 15億円）

事業概要・目的・必要性

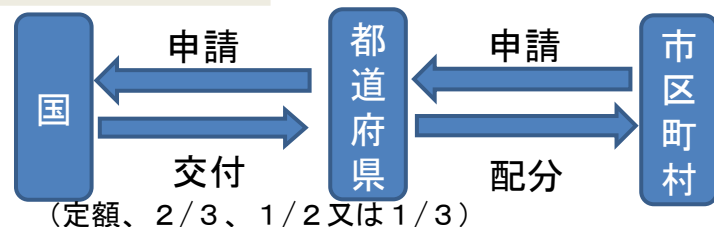
- 地方消費者行政の推進は、地域住民の消費生活における安全・安心確保の根幹であるとともに、相談過程で把握した情報が国の消費者行政の基盤となっており、その充実・強化は消費者全体の利益の擁護に不可欠です。
- 衆議院・消費者問題特別委員会における決議「地方消費者行政の充実・強化に関する件」及び「第5期消費者基本計画」等を受け、令和8年度から交付金の仕組みを見直しました。
- 令和9年度は、引き続き、推進事業活用自治体が、消費者基本計画期間中（令和8～11年度）に消費生活センター等の運営を継続できるよう支援するとともに、高齢化の加速、単身世帯増、デジタル化等の環境変化に対応するため、
 - （1）「待ち」の対応から転換し、地域に積極的に出向く
出前講座や見守り活動の充実の取組
 - （2）相談員の担い手確保のための計画的・効果的な取組、
SNSトラブルなど複雑・高度な相談への対応力強化
 - （3）広域連携による効率的な相談体制の構築等に取り組む自治体を支援し、消費者被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図ってまいります。

事業イメージ・具体例

1. 相談機能維持・未然防止強化型（定額）
※推進事業活用自治体が、第5期消費者基本計画期間中（令和8～11年度）に消費生活センター等の運営を継続できるよう支援
2. 広域連携推進型（令和11年度まで定額、その後原則2/3）
※令和16年度までの措置
※令和15年度以降の補助率については、次期消費者基本計画策定時に判断・決定
3. 相談・見守り連携強化型（先行実施）（原則1/2）
4. 広域連携強化型（原則2/3）
5. 担い手確保、人材育成・強化型（原則1/2）
6. 重点課題対応型（原則1/2）
※地方消費者行政強化事業の既存メニューを改組

なお、小規模自治体（人口5万人未満等）向けの地方消費者行政推進事業（定額）については、予定どおり令和9年度まで継続

資金の流れ



期待される効果

- これまで推進事業を活用してきた自治体における活用期限の到来後に、行政サービスの水準が低下することを防ぎます。
- 見守り活動の活性化と消費生活センターとの連携強化に取り組む自治体を支援すること等により、消費生活センターの体制を充実・強化し、高度化、複雑化、広域化する消費者問題に対応できる体制整備を図り、被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図ります。

令和9年度概算要求額 **4.4億円** (一) ※ () 内は前年度当初予算額。

※令和7年度補正予算額 4.4億円

1 事業の目的

- 生活困窮者やひきこもり状態にある者、生活困窮家庭の子ども等に対する支援活動を実施する民間団体の取組を支援する。

2 事業概要

(1) 助成先

生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人等）

(2) 助成対象事業

生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を他の団体と連携して行う事業

- ① 地域連携活動支援事業 【助成額：50万円～700万円】
(1つの都道府県内で他の団体と連携して実施)
- ② 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業【助成額：50万円～2,000万円】
(複数の都道府県で他の団体と連携して実施)

(3) 実施方法

(独)福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への助成について、国が補助する。

3 実施主体等

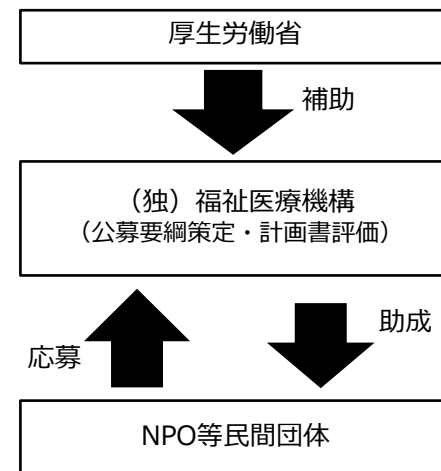
○実施主体

(独)福祉医療機構

○補助率

国10/10

○事業のスキーム



＜市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金＞ 令和9年度概算要求額 55億円の内数（45億円の内数）

事業の目的

子育て家庭の孤立を防ぎ、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握して継続的に支援できるよう、こども家庭センターを中核として地域の民間団体・事業者等と連携した多様な手法によりアウトリーチを実施し、その状況を継続的に把握するとともに、必要な相談や支援につなげることができる体制を強化する。

事業の概要

①状況把握等のための経費

多様な手法により、子どもや家庭の状況把握を行うための経費（訪問費、事務職員雇上費、事務運営費等）を補助

①に加え、以下の場合に補助単価を加算する。

②食事提供加算：状況把握のための訪問等に際し、食事を提供する場合に必要な経費を補助

③消耗品提供加算：状況把握のための訪問等に際して、おむつ・ミルク等の消耗品を提供する場合に必要な経費を補助

④育児用品等提供加算：虐待防止の観点から、衣服・哺乳瓶等の用品提供が不可欠な場合に必要な経費を補助

⑤申請手続等支援加算：支援やサービスの利用申請その他の利用支援等を行う場合に必要な経費を補助

※事業にあたっては、民間団体に委託することも可能



実施主体

【実施主体】 市区町村

【補助率】 国2/3・市区町村1/3 又は 国1/2・市区町村1/2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。

財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

【補助基準額案】（1市区町村あたり）

実施主体（1市区町村あたり）が実施する訪問の回数（市区町村が複数の事業者に委託等して実施する場合は複数事業者の合計訪問回数）の規模に応じて分類される下記区分Ⅰ～Ⅴのいずれかの基準額を、当該実施主体（1市区町村あたり）に対する補助の基準額とする。

※②③④⑤は、必須の実施内容①「状況把握等のための経費」に加えて、②③④⑤それぞれを該当する場合にそれぞれ加算する。

※区分Ⅰ～Ⅴは実施主体（1市区町村あたり）の合計訪問回数によって固定され、同じ市区町村に対して異なる区分が適用されることはない。

実施訪問回数	区分	①状況把握等のための経費	②食事提供加算	③消耗品提供加算	④育児用品等提供加算	⑤申請手続等加算
200回以下	Ⅰ	2,314千円	750千円	450千円	330千円	1,512千円
201回～750回	Ⅱ	5,814千円	1,500千円	900千円	660千円	1,512千円
751回～2,000回	Ⅲ	12,570千円	2,250千円	1,500千円	990千円	3,024千円
2,001回～3,000回	Ⅳ	23,070千円	3,000千円	2,250千円	1,650千円	3,024千円
3,001回以上	Ⅴ	45,577千円	4,500千円	3,000千円	2,970千円	4,536千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金＞ 令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

子育て家庭の孤立を防ぎ、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握して継続的に支援できるよう、地域の民間団体・事業者等と連携したアウトリーチを実施し、その状況を継続的に把握するとともに、必要な相談や支援につなげることができる体制を強化する。そのために、都道府県が中間支援法人に委託・補助し、アウトリーチを行う民間団体・事業者等の活動の支援や、市町村が未実施のエリアを中心としたアウトリーチ活動などを実施する。

事業の概要

都道府県による中間支援法人を介した支援

中間支援法人は、以下のアを実施するとともに、イ～エのいずれかに該当する事業を実施する。

ア 宅食等を実施する民間団体等に向けた見守り支援に関する研修等を行うなどにより地域の見守り支援に係る環境を整備するとともに、支援の質を向上させるための取組を行う。

イ 民間団体等に対して、事業実施期間中のこども宅食等の運営に係る費用やこども自身が申請できるよう周知啓発するリーフレット等の作成・配布に係る費用を助成するとともに、必要に応じて、運営に関するノウハウの提供や助言等を行う事業。

ウ 中間支援法人自らがこども宅食等を運営し、支援を必要とするこども等に対して食事の提供等を行い、こども等の状況を把握し必要に応じて市町村へこども等の状況を連絡する事業。（法人格のない団体や個人にこども宅食等の運営を委託する場合を含む。）

エ 民間団体等に対する食品・食料、学用品、生活必需品の提供等、こども宅食等の活動を支援する事業。（企業等への食品・食料等提供の働きかけ、食品・食料等の袋詰め、ボランティアの確保・派遣、周知・広報活動、自治体への働きかけ等を含む。）



実施主体等

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国2/3（都道府県1/3）又は国1/2（都道府県1/2）

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

【補助基準額案】 1 都道府県当たり 60,000千円（+周知啓発加算28千円）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難に直面するこども・若者に対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所（こども家庭センター・放課後児童クラブ・公民館・商店街等）の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこども・若者を早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こども・若者に対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども・若者（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども・若者等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

ア 通常実施型（開催頻度等の要件なし）

食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おむつ等）の提供等を行う
 ＞ 長期休暇期間に通常より活動回数を増加した場合には加算を実施（※1、2）

イ 長期休暇期間集中実施型（開催頻度等の要件あり）

長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所で食事を提供（居場所モデル）、又はこども宅食やフードパントリーの実施による食事支援（宅食等モデル）を実施

ウ 体験・交流・学習支援提供型

多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う

エ 備品等購入支援

- ① 立上げ支援：既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する
- ② 継続支援：こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する

オ 環境整備支援（地域でこども等を支援するための仕組みづくり）

相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う

カ その他上記に類する事業

○要支援児童等支援強化加算

ア～カのいずれかの実施に加え、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う場合には加算を実施

注1：ア～カを組み合わせる実施可能（エは①又は②いずれかのみ）

注2：アを実施するこども食堂等がイを実施することも可能

福祉・教育施設、地域における様々な場所

・支援ニーズを把握するための研修、地域人材をコーディネーターとして配置

食事やこども用品
の提供



長期休暇中の食事・
涼の集中支援



体験や多様な人との
交流機会の提供



発見

連携

支援が必要なこども・若者

要保護児童対策
地域協議会

子ども・若者
支援地域協議会

市区町村



こども家庭
センター



子ども・若者総
合相談センター



学校・教育委員会



自治体

都道府県（後方支援または直接支援）

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：2／3又は1／2、都道府県・市町村：1／3又は1／2

※補助率2／3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ

財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額（1箇所当たり）】 最大16,312千円 要支援児童等支援強化加算と合わせて最大19,163千円

ア：3,390千円 ※1 長期休暇期間に通常より活動回数の増加を図った場合の加算：1,000千円 ※2 アを実施するこども食堂等がイを実施する場合は、アの加算は実施しない

イ：4,320千円 ウ：4,080千円 エ①：1,520千円 エ②：300千円 オ：3,002千円 カ：ア～オに準じる ○要支援児童等支援強化加算：2,851千円

<ひとり親家庭等こどもの食事等支援事業費補助金> 令和9年度概算要求額 13億円

事業の目的

- 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等に対して、こども食堂やこども宅食、フードパントリー等により支援を行っている事業者を対象として広域的に運営支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。
- こども食堂が全国各地で大きく増加しているが、地域ごとに差もあるため、支援を行き渡らせることも重要な課題となってきた。（こども食堂箇所数2018年度時点：2,286か所 → 2025年度時点：12,602か所（※認定NPO法人「むすびえ」2025年度調査））
- ひとり親家庭等のこども等に必要な食事等支援が届けられるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人が各地のこども食堂等に伴走型の支援を行う。

事業の概要

【1】国⇒中間支援法人（実施主体）

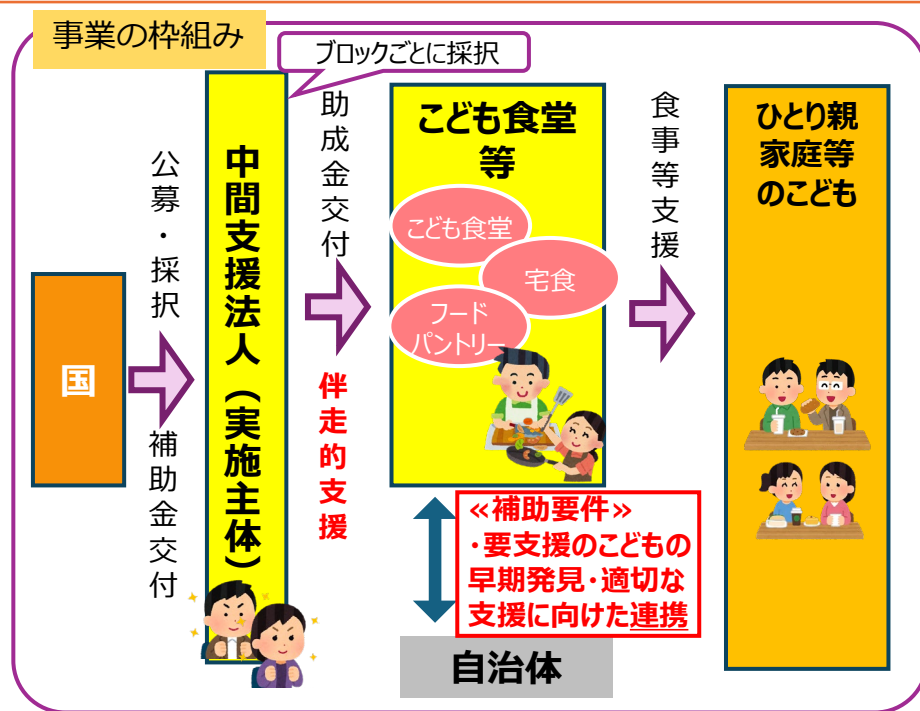
- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援法人を公募し、選考委員会を開催した上で中間支援法人を決定。
- 各地のこども食堂等に伴走型の支援が実施できるよう、全国をブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人を決定する。

【2】中間支援法人（実施主体）⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（助成額上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、事業者に対して伴走型で運営支援を行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

- ひとり親家庭等のこどもに食事の提供、要支援のこどもの早期発見・適切な支援に向けた見守り等を行う。



実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：148,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

地域での食育の推進（食品安全等に関する消費者の理解醸成等）

令和9年度予算概算要求額 5,665百万円（前年度 1,896百万円）の内数

<対策のポイント>

第5次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向け、改正食育基本法の趣旨も踏まえつつ、農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進や、学校給食における地場産物等の活用促進のほか、総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた地域農業・教育連携モデルの創出の取組を支援するなど、食品安全等に関する消費者の理解醸成等の地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進します。

<事業目標>

第5次食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

1. 食育活動を推進する人材の育成・活用

地域で活躍する食育推進・農業体験リーダー等の育成を図るほか、食に関する民間資格の取得支援等を通じた食育活動の促進につなげる取組を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信等、生産者と消費者との交流を促進する取組を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物等活用の促進、和食給食の普及

地場産物等を使用するための生産者とのマッチングや連携体制づくり、学校給食向け地場産物等の安定供給に向けた機械・設備等の導入等の取組を支援します。

5. 生産者等の情報発信に向けたデジタル技術実装

消費者の行動変容に直結する生産者等の効果的な情報発信に必要な技術実装を支援します。

6. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロスの削減

環境に配慮した農林水産物・食品や食品ロス削減の取組への理解向上に向けた意識調査、セミナーの開催等の普及啓発を支援します。

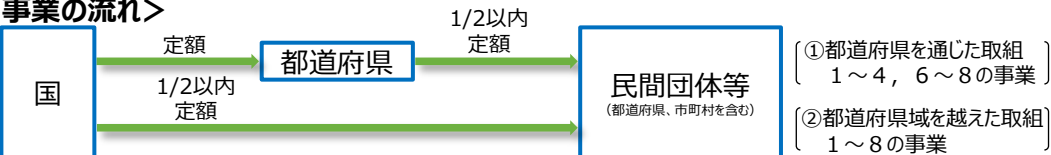
7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

8. 地域農業・教育連携モデルの創出

生産者等が学校関係者等と連携して、農林漁業に関する教員研修・座学・体験機会の提供、学校給食における地場産物等の活用等を総合的に実現する計画の作成と、その計画に基づく「農林漁業教育」の実践を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【参考】目標（第5次食育推進基本計画の目標のうち当省関連）

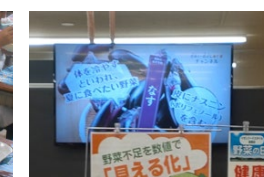
- ・栄養バランスに配慮した食生活等を実践する
- ・農林漁業体験を経験する
- ・生産現場等を意識して食品等を選ぶ
- ・食品ロス削減のための行動をする
- ・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する
- ・学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組を増やす
- ・地域等での共食の機会を増やす
- ・地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす
- ・食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす



目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供

生産者と消費者との
交流イベントの開催学校給食における
地場産物等活用産地情報等の効果的な
発信に向けた技術実装

・食・農林水産業への理解向上
・産地・生産者との交流促進
・地場産物等の活用促進 等

第5次食育推進基本計画の目標の達成

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課（03-6738-6558）

農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

令和9年度予算概算要求額 9,970百万円（前年度 7,045百万円）の内数

<対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に関係する取組を優先します。また、モデル的な取組、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

<事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 都市農業機能発揮支援事業

【事業期間：2年 交付率：定額】

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

【事業期間：3年（最終年度は自走期間として交付金なし） 交付率：定額】

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討、都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備、都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。【上限250万円/年】

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。【上限100万円/年】

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。【上限150万円/年】

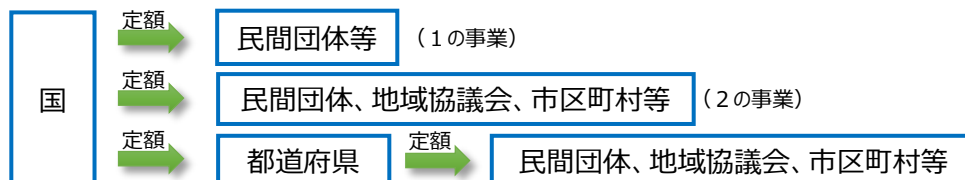
② モデル支援型

複数の地域が連携して一体的に都市農業の振興につながる新たな取組を実施し、その内容をガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援します。【上限700万円/年】

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。【上限600万円/年】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



都市農業共生推進等地域支援

● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討



農業体験会の開催

都市住民との交流促進



マルシェ等の開催

防災機能の維持・強化



防災訓練や防災兼用井戸の整備

● モデル支援型



農村ファンの拡大

環境負荷低減への取組

● 都市農地創設支援型

駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設

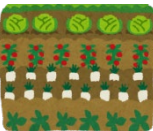


<各地域への波及>

当該取組を通じ、課題や振興方策等ガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援。



都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加点により優先。



貸借



【お問い合わせ先】 農村振興局農村計画課（03-3502-5948）

政府備蓄米の無償交付(こども食堂・こども宅食、フードバンクへの支援)

背景・目的

○学校給食におけるごはん食の拡大を支援するための政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、こども食堂・こども宅食、フードバンクにおいて食育の一環としてごはん食の推進を支援。

こども食堂・こども宅食(事業内容等)

〔こども食堂・こども宅食〕

(支援対象) ごはん食の提供又は食材としてお米を提供・配付する団体・運営者の取組

(支援要件) 食事の提供やお米を配付する際などに、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うこと

(支援上限) 団体ごとに一申請当たり600kg(年度内に合計5回の申請が可能)

(申請先)

(株) アイヴィジット (委託機関)

フードバンク(事業内容等)

〔フードバンク〕

(支援対象) 食育活動を支援するフードバンク

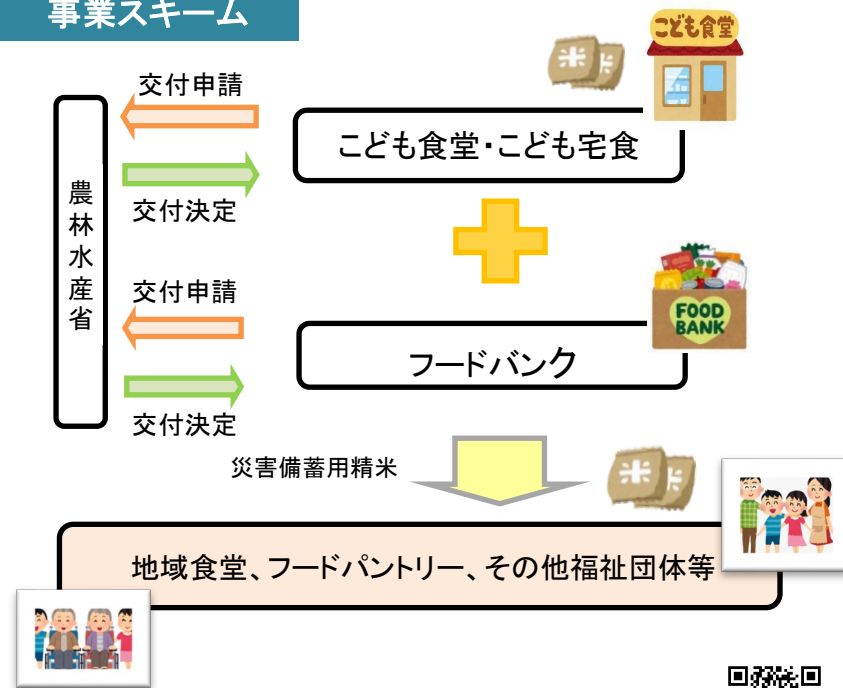
(支援要件) ①法人格を有していること、②団体として1年以上の活動実績があること、③「食品寄附ガイドライン」に基づく食品の取扱いを行っていること、④地方公共団体と連携した取組を行っていることなど

(支援上限) 申請団体ごとに、当該団体における前年度の食品取扱実績の1/5以内(50トンを上限)

(申請先)

(株) アイヴィジット (委託機関)

事業スキーム



お問い合わせ先

申請様式等、詳しくはこちら ▶▶



担当先	連絡先	担当先	連絡先
農産局穀物課 米麦消費拡大推進室	03-3502-7950	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0403	九州農政局 生産振興課	096-300-6225
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653

※上記以外の各都道府県(地域拠点)の連絡先は、農林水産省のホームページをご覧ください